

学 校 安 全

1 学校安全の基本的な考え方

安全に関する指導は、あらゆる教育活動の前提条件であり、全教職員の共通理解のもとに事故や災害等の防止に努め、児童生徒の生命と安全を確保することを目指している。

学校安全を進めるに当たっては、「生命尊重」の精神を基盤に、児童生徒が安全な生活を営むことのできる態度や能力を育成する安全教育と、児童生徒の安全を確保し、学校教育の円滑な運営を図る安全管理を推進する必要がある。

特に、重大事故につながる熱中症や心不全等の発生の未然防止に努めるとともに、事故発生時の適切な対処能力を身に付けるために、心肺蘇生法などの実技研修を計画的に実施する態勢を整えておくことが必要である。

2 安全教育

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を養うことにある。具体的には、次の三つの目標が挙げられる。

日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

(1) 安全学習

安全学習は、教科の学習や総合的な学習の時間を通して、安全に関する知識や能力・技能を修得させることが重要である。

(2) 安全指導

安全指導は、特別活動（学級活動・ホームルーム等）を中心として、学校教育活動全体を通じて進め、児童生徒の学習意欲を高め、安全に関する適切な意志決定や行動選択ができる資質や能力を育てるよう指導しなければならない。

3 安全管理

児童生徒の校内及び登下校等における種々の事故災害を未然に防ぐため、次のような安全管理の徹底を図る必要がある。

(1) 学校環境の安全管理

ア 施設設備，用具の安全点検を定期的に行うとともに，日常の点検を行う。

イ 危険物の除去，不良箇所への補修，標識の整備や表示方法等の改善を図る。

ウ 校内における事故災害の発生場所，発生時刻，けがの種類，原因等について分析し，事故防止対策を立てる。

(2) 学校生活の安全管理

ア 施設設備，用具，薬品等の取り扱いや，実験，実習等における安全確認や安全な行動の仕方を的確に指示する。

イ 児童生徒の健康状態を把握するとともに，個々の性格，行動の特性等に配慮した指導を行う。

ウ 学校生活上のきまりを周知させ，遵守させる。

エ 来訪者への声かけなどを行い，不審者等の侵入による事件発生を未然に防ぐよう努める。

(3) 交通安全管理

ア 安全な通学路の確保を図るため，必要に応じて安全点検を行うとともに，警察等の関係機関・団体と連携して事故防止に努める。

イ 必要に応じ，教師による登下校時の安全指導，交通マナー等の指導を行う。

ウ 自転車，バイク，バス，電車，船等による通学生に対して，適切な指導を行う。

エ 校外での交通事故防止には，朝の会，帰りの会等で継続した指導を行う。

(4) 危険な遊びの防止

児童生徒の危険な場所での遊びや，危険な道具等を使っての遊び等を把握し，危険な場所の表示や危険な遊びの禁止等の事故防止対策を講じる。

4 事件・事故災害等の発生に伴う対処の仕方

学校管理下における事件・事故災害等の発生に対しては，日頃から学校の防災体制や不審者等侵入時の対応マニュアル及び緊急連絡体制等を確認しておくとともに，児童生徒の避難方法，人工呼吸法や心肺蘇生法等，対処の仕方を身に付け，速やかに，的確に対応できるようにする。

(1) 負傷者及び急病人が発生したときの処置

ア 養護教諭や他の教師に連絡して協力を求める。

イ 患者の容態や外傷の種類・程度・部位等に応じた応急手当をする。

ウ 呼吸停止，心停止などの場合は，直ちに人工呼吸法や心肺蘇生法を実施するとともに，救急車の出動要請を行う。（高規格救急車が配備されている場合は，高規格救急車の出動要請を行う。）

エ 他の児童生徒が動揺しないように，適切な指示や注意を与える。

オ 迅速に医師等に連絡し指示を受ける。

カ 校長に報告して指示を受けるとともに，保護者に処置の状況等を連絡する。

キ 患者に対してはもちろん，保護者に対しても，誠意を持って適切な事後措置を講じる。

(2) 災害が発生したときの処置

ア 火災の発生

- ・ 最も安全な避難路を判断し，的確な指示を与え，整然としかも迅速に，安全な場所へ児童生徒を避難させる。

- ・ 障害のある児童生徒の避難方法等については，日頃から十分に理解しておき，速やかに，的確に対応できるようにしておく。

- ・ 避難後，速やかに人員点呼を行い，避難完了を確認するとともに，校長に報告する。

イ 地震の発生

- ・ 机等の下に素早く潜りこませる。（特に，頭部を保護する。）
- ・ 最も安全な避難路を判断し，的確な指示を与え，整然としかも迅速に，安全な場所へ児童生徒を避難させる。
- ・ 避難後，速やかに人員点呼を行い，避難完了を確認するとともに，校長に報告する。

(3) 交通事故（登下校時）が発生したときの処置

- ア 連絡を受けたら，直ちに校長の指示を受けて現場に急行する。
- イ 保護者にも連絡する。
- ウ 止血等の応急手当をするとともに，必要に応じて救急車の出動要請等を行う。
- エ 現状を確認するとともに，警察にも連絡する。
- オ 保護者に対しては，その心情を理解し，細かな配慮をする。

(4) 水難事故が発生したときの処置

- ア 呼吸停止，心停止などの場合は，直ちに人工呼吸法や心肺蘇生法を実施するとともに，救急車の出動要請を行う。（高規格救急車が配備されている場合は，高規格救急車の出動要請を行う。）
- イ 校長に報告して指示を受けるとともに，保護者に処置の状況等を連絡する。
- ウ 校外で発生した場合には，直ちに校長の指示を受けて現場に急行するとともに，保護者に状況等を連絡する。
- エ 保護者に対しては，その心情を理解し，細かな配慮をする。

(5) 不審者等の侵入による事件が発生したときの対応

- ア 非常ベルやホイッスル・携帯用アラーム等を活用して，周囲に危険を知らせる。
- イ 状況に応じて，最も安全な避難路を判断し，的確な指示を与え，整然としかも迅速に，安全な場所へ児童生徒を避難させる。
- ウ 避難後，速やかに人員点呼を行い，避難完了を確認するとともに，校長に報告する。

(6) 校内での事故（傷病）発生時の連絡・協力体制



